

## 通算法人の所得基準額の計算に関する明細書

事業年	業度	：	：	法人名	
欠損控除前の所得金額の計算	通算前所得金額 ((別表四「26の①」+「32の①」)+別表四付表「9の①」)	1	円	特例対象内国法人に該当する場合の通算前所得金額 (1)	10 円
	他の通算法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(三)「9の計」)-(1)	2	円	他の特例対象内国法人の通算前所得金額の合計額 (別表十八(三)「13の計」)-(10)	11
	通算前欠損金額 (((別表四「26の①」+「32の①」)+別表四付表「9の①」)が0を下回る場合のその下回る額)	3	円	特例対象内国法人に該当する場合の通算前欠損金額 (3)	12
	他の通算法人の通算前欠損金額の合計額 (別表十八(三)「10の計」)	4	円	他の特例対象内国法人の通算前欠損金額の合計額 (別表十八(三)「14の計」)	13
特例定事業者等欠損控除前の所得金額の又は算特	欠損控除前の所得金額 $(1) - (4) \times \frac{(1)}{(1) + (2)}$	5	円	第1項号第適 (6) + (7) + (11)	14
	軽減対象所得金額	6	円	特定事業等欠損控除前の所得金額 $(6) - ((9) + (13)) \times \frac{(6)}{(14)}$	15
	他の対象通算法人の他の軽減対象所得金額の合計額 (別表十八(三)「11の計」)-(6)	7	円	第2項適用の場合 (7) + (10) + (11)	16
	特定事業等欠損金額	8	円	特例事業者欠損控除前の所得金額 $(10) - ((9) + (13)) \times \frac{(10)}{(16)}$	17
	他の対象通算法人の特定事業等欠損金額の合計額 (別表十八(三)「12の計」)	9	円	所得基準額 ((5)と(15)又は(17)のうち少ない金額)	18

別表十一(一)付表 令七・四・一以後終了事業年度分